

1. 内外政

▼大統領動向

- ・3日、ポロシェンコ大統領は、セルビアを訪問し、ブチッチ大統領、ブルナビッチ首相、イリネイ・セルビア正教会総主教等と会談。
- ・5日、ポロシェンコ大統領は、国家安全保障法に署名。
- ・8日、ポロシェンコ大統領は、ポーランドを訪問し、第二次大戦中にサブリンで虐殺されたウクライナ人の追悼式典に出席。
- ・9日、ポロシェンコ大統領は、ブリュッセルを訪問し、ウクライナ・EUサミットに出席。
- ・11～12日、ポロシェンコ大統領は、ブリュッセルを訪問し、NATO首脳会合に出席した他、トランプ米国大統領、ドゥダ・ポーランド大統領、ルッテ・オランダ首相、マクロン仏大統領、オルバーン・ハンガリー首相等と会談。
- ・15日、ポロシェンコ大統領は、テルノーピリ州を訪問し、ルーシ洗礼1030周年記念巡礼行事に出席。
- ・24日、ポロシェンコ大統領は、ファン米國務省エネルギー資源局次官補と会談。
- ・27日、ポロシェンコ大統領は、コンスタンチノーブル総主教庁関係者と会談。
- ・28日、ポロシェンコ大統領は、キエフ・ルーシ・キリスト教洗礼1030周年記念式典に出席した他、ウクライナ正教キエフ聖庁の信者の行進に参加。
- ・30日、ポロシェンコ大統領は、ホルブリン国家戦略問題研究所所長を解任し、後任にパウレンコ大統領府副長官を充てる人事を発表。

▼閣僚会議・最高会議等動向

- ・9日、クリムキン外相は、ブリュッセルを訪問し、セフコヴィチ欧州委員会副委員長と会談。
- ・9日、フロイスマン首相は、ジェミレフ・クリミア・タタール人問題大統領全権代表とともに、トルコを訪問し、エルドアン大統領の就任式に出席。
- ・12日、クリムキン外相は、ブリュッセルを訪問し、ハーン欧州委員会委員(近隣政策・拡大担当)と会談。
- ・12日、最高会議は、高等反汚職裁判所法採択に伴う裁判システム及び裁判官ステータスに関する法律を採択。
- ・19日、フロイスマン首相は、ビボー・カナダ国際開発相と会談。
- ・19日、クリムキン外相は、ベルリンを訪問し、ガス輸送問題に関するEU・ウクライナ・ロシア三者会合に出席。

▼ドンバス情勢

- ・4日、マティオス軍検察長は、ロシア側戦闘員としてドンバス紛争に参加する外国人のリストを国際司法裁判所に提出

した旨発表。

- ・12日、最高会議は、「行方不明者の法的ステータス」に関する法律を採択。
- ・12日、最高会議は、マレーシア航空MH17便撃墜事件の裁判手続きを定めるオランダとの協定を批准。
- ・15日、G7外相は、ロシアに対し、マレーシア航空MH17便撃墜事件に関して豪州及びオランダへの協力を呼びかける声明を发出。
- ・16日、アヴァコフ内相は、ドンバス脱占領化戦略に関する記事を発表。
- ・16日、プーチン露大統領は、露国営テレビのインタビューにおいてヘルシンキにおいてトランプ米国大統領との間でドンバス紛争の解決に関する新たな構想について協議した旨発言。
- ・19日、プーチン露大統領がヘルシンキ会談でトランプ米国大統領に対しドンバスにおける「住民投票」の実施を提案したと報道される。
- ・21日、ナイエフ統一部隊司令官は、ドネツク州を訪問したビボー・カナダ国際開発相と会談。
- ・27日、グレミンガーOSCE事務総長がドネツク州を訪問。
- ・26日、閣僚会議は、ドネツク・ルハンスク州情報統合戦略を承認。

▼ノルマンディ・フォーマット及び三者コンタクト・グループ動向

- ・11日、ミンスクで三者コンタクト・グループ会合が開催され、「収穫期」停戦開始後の停戦違反の減少を確認した。
- ・25日、ミンスクで三者コンタクト・グループが開催された。ウクライナ側は、ウクライナ人被拘束者解放と交換に36名のロシア人を引き渡すことを提案した。
- ・26日、ベルリンでノルマンディ・フォーマットの政務局長級会合が開催された。

▼クリミア情勢(被拘束者問題含む)

- ・2日、ヘラシチェンコ最高会議第一副議長は、ロシア側に引き渡す用意のある23名のロシア人のリストを公開。
- ・5日、ヘラシチェンコ最高会議第一副議長は、ロシア側にヴィシンスキー「リア・ノーヴォスチ」代表を含む14名を追加で引き渡すことを検討する用意がある旨表明。
- ・5日、クリミアの「裁判所」は、拘束中の活動家ヴォロディーミル・パールフに対し、収容所業務を妨害したとして懲役5年(残刑期との合算)の判決を発表。
- ・5日、ロシアのラビトナギ収容所に拘束されているウクライナ人映画監督オレーフ・センツォーフに同氏の妹が面会。
- ・9日、ロシアはアゾフ海においてマリウポリからベルジャンスクに向かう商船7隻を拿捕(これより数日前に4隻を拿捕)。

- ・11日、OSCE議員会議は、「クリミア自治共和国及びセヴァストポリ(ウクライナ)で進行中の人権及び基本的自由の侵害」に関する決議を採択。
- ・13日、クリミア「最高裁」は、破壊工作を計画した疑いで2016年夏に逮捕されたエウゲン・パノウに対し懲役8年の有罪判決を発表。
- ・18日、ペトレンコ司法相は、ロシアに不法に拘束されるウクライナ人の問題に関し、欧州人権裁判所に提訴する旨を発表。
- ・20日、サルヴィーニ内相兼副首相がワシントン・ポスト紙に対しロシアによるクリミア「併合」が合法的であった等発言。
- ・23日、英国外務省は、ハンガー・ストライキを行っているセンツォーフ及びバルフの健康状態への懸念を表明。
- ・25日、米国はポンペオ國務長官名でロシアによるクリミア「併合」の不承認に関する「クリミア宣言」を发出。
- ・26日、ジェミレフ・クリミア・タタール人問題大統領全権代表は、米国を訪問し、ミッチェル米國務省次官補と会談。
- ・25日、欧州人権裁判所は、ロシアに対しセンツォーフの適切な治療を呼びかける旨の暫定措置を決定するとともに、センツォーフに対しハンガー・ストライキをやめるように呼びかけ。
- ・30日、ウクライナ外務省は、メドヴェージェフ露首相のクリミア訪問に対する抗議の声明を発表。
- ・31日、EUはケルチ橋の建設に参加したロシア企業に対する制裁を発表。

▼その他

- ・17日、若者集団が国家汚職対策局(NABU)事務所に侵入し、家具等を破壊。また、ホロドニツキー特別汚職検察(SAP)長の辞職を求めるNGOのデモが若者集団等に妨害を受けた。
- ・26日、検察資格・規律委員会はホロドニツキーSAP長を解任せずに戒告処分とすることを決定。
- ・27日、キエフ市内でウクライナ正教モスクワ聖庁信者による行進が行われた。
- ・28日、キエフ市内でウクライナ正教キエフ聖庁信者による行進が行われた。

2. 経済

▼主な経済動向・金融政策等

- ・7月の対ドル中央銀行公式為替レートは、26.21-26.76UAH/USD。
- ・7月1日時点での外貨準備高は179.8億ドルとなり、前月比1.1%減。
- ・▼マクロ経済指標（国家統計局発表）
- ・6月の消費者物価指数は、前月から横ばい。年率換算すると9.9%増となった。
- ・6月の実質賃金は、前月比4.8%増加、名目賃金は9141

フリヴニャで前月比4.8%増加。

- ・6月の鉱工業生産高は、前年同月比2.2%増。
- ・6月の農業生産指数は、前年同月比36.4%増。
- ・6月の建設業生産指数は、前年同月比2.2%増。
- ・1～5月の貿易赤字額は約20.5億ドル。累計輸出額は約195億ドルとなり前年同期比12.9%増加、累計輸入額は215億ドルとなり、前年比15.3%増加。

▼IMF

- ・25日、プロダン国家財政庁長官は米ワシントンで国際通貨基金(IMF)代表者等と、税務改革等について協議した。

▼対ウクライナ支援

- ・3日、国際労働機関(ILO)は、デンマーク政府及びウクライナ社会政策省の協力の下、ウクライナにおける労働市場改善に向けた5年間のプロジェクトを立ち上げた。
- ・4日、タイヤニ欧州議会議長は、ウクライナのマクロ経済に対する10億ユーロの支援を決定した。
- ・6日、欧州復興開発銀行(EBRD)は、ウクライナにおける公共交通機関の近代化に向けた1300万ユーロの融資を発表した。資金はマリウポリ市のために最大72台の低床トロリーバス購入費用に充てられる計画。
- ・9日、欧州連合(EU)はウクライナのマクロ経済支援に対する10億ユーロの融資を決定した。資金はウクライナのマクロ経済安定化及び改革の支援に充てられる計画で、今後、ウクライナ政府及び欧州委員会が融資の条件に係る覚書に署名する予定。
- ・9日、欧州投資銀行(EIB)及びウクライナ政府は、ウクライナの道路安全プロジェクトに対する7500万ユーロの融資に合意した。プロジェクトはリヴィウ、オデッサ、ドニプロ、ハリキウ、キエフ、カーミヤネツィ、ポディリスキーの各都市で実施される計画。
- ・23日、ビボー・カナダ国際開発相は、18～23日の日程でウクライナを訪問し、女性や最も弱い立場にある国民の雇用など経済活動改善に関する総額3000万ドルの支援プログラムを発表した。
- ・30日、サンダース米ホワイトハウス報道官は、同国がウクライナの安全保障支援として2億5000万米ドル拠出する用意があると述べた。

▼貿易・投資

- ・5日、ウクライナ商工会議所と中国国際貿易促進委員会は、同商工会議所のシルクロード・ビジネス委員会への加盟に関する覚書に署名した。同商工会議所は「一带一路センター」を開設した。
- ・11日、住友商事が農業機械・農業関連製品の販売会社であるスペクトル・アグロ社の株式を51%取得し、住友商事の子会社とする旨発表。同日、住友商事ロンドンの担当部長がウクライナを訪問し、正式に合意の署名を行った。住友商事にとっては、ウクライナでは5つ目の事業会社となる。
- ・16～23日、日本農水省の食品安全専門官がキエフを来

訪し、ウクライナからの鶏肉の輸入解禁のための事前審査を行い、ウクライナ食品安全局、衛生研究所、ウクライナ鶏肉加工工場等を訪問し、検査体制等を確認した。

・24日、ポロシェンコ大統領は、ファンン米 국무省エネルギー資源局次官補と会談した。同次官補は、ウクライナの改革に対するポロシェンコ大統領の成果を讃えるとともに、改革によって透明性や予見性が高まることは、世界各国からのウクライナに対する投資を呼び込むことにつながると述べた。

▼経済改革

・5日、ウクライナ最高会議は、国有銀行改革法を可決した。本法律の目的は、国有銀行が国際基準に沿った効率的な経営を確保し、収益性や企業統治の向上を図り、経営に対する政治的な影響力を排除することである。IMF等の国際機関からは早期の採択を求められていた。

▼エネルギー

・6日、国営ナフトガス社はストックホルム仲裁裁判所に対し、露ガスプロム社とのガス輸送契約における料金の見直しを求めて提訴した。ナフトガス社の請求は15.8億ドルに上る。両社間のガス輸送契約では欧州ガス市場で重大な変更が生じ、ガス輸送料金と欧州におけるガス料金水準に乖離が生じた場合、両社は輸送料金の見直しを求めることができる。

・23日、フロイスマン首相は、ファンン米 국무省エネルギー資源局次官補と会談した。両者は、ロシアによる「ノルド・ストリーム2」ガス・パイプライン建設計画は、欧州のエネルギー安全保障を脅かすものであるとの認識を確認した。

・24日、国営ナフトガス社は国営メイン・ガス・パイプライン・ウクライナ(MGU)社との間で、ガス輸送事業の分離に向けた計画に合意した。

▼その他

・4日、東芝とターボアトム社(発電用タービン製造メーカー)は、原子力発電用タービンの導入協力の覚書に署名を行った。本覚書により、両社はウクライナをはじめとする欧州等の原子力発電所における近代化に向けた協業を検討し、協力を進める計画。

・16日、国営エネルギーアトム社は、南ウクライナ原子力発電所3号機の定期点検を終え、米ウェスティングハウス社製の核燃料のみで稼働した旨を発表した。ウェスティングハウス社製の核燃料のみで稼働する原子炉は、ウクライナで初。

・ウクライナ自動車工業会は6月の新車販売台数は6,500台であり、前年同期比5.4%減であった旨公表した。ブランド別ではトヨタが1位、ルノー、VWがそれに続いている。

るコメントを發出。これを受け、米国防総省はウクライナ軍への援助を継続する旨発表。

▼「国防白書2017」を公表

・9日、国防省は「国防白書2017」を公表。2017年の活動成果として、NATO基準に則した制度改革や、欧州各国との良好な関係構築等が挙げられた。

▼多国間海軍共同演習「Sea・Breeze2018」

・9日から21日までの間、米国と多国間海軍共同演習「Sea・Breeze2018」を共催。同演習には19カ国から人員約2,000名、艦艇30隻以上、航空機20機以上が参加。

(了)

3. 防衛

▼ポロシェンコ大統領、国家安全保障法案に署名

・5日、ポロシェンコ大統領は国家安全保障法案に署名。本法案はウクライナにおける文民統制の確保等、各種制度改革を定めるもので、米国等は本法案の成立を歓迎す